

業務指示書

エチオピア国農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業保険関連業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農村リスクマネジメント）】

- 1) 類似業務の経験：農村リスクマネジメントに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インデックス型農業保険設計】

- 1) 類似業務の経験：インデックス型農業保険設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インデックス型農業保険普及】

- 1) 類似業務の経験：インデックス型農業保険普及に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月7日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 4.071240 円, US\$1 = 112.201000 円, EUR1 = 127.778000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 12月13日(木) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 2階 208会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農村リスクマネジメント
インデックス型農業保険設計
インデックス型農業保険普及

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.25 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月15日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

エチオピア国農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ農村リスクマネジメント	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： インデックス型農業保険設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： インデックス型農業保険普及	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）では、労働人口の約70%が農業に従事し（World Statistics Pocketbook、2016）、GDPの約37%を農業セクターが占めており（世界銀行、2016）、農業セクターの重要性は高い。その重要性に鑑み、政府プログラムや援助機関による長年にわたる農業・農村開発により、営農技術の改良・普及、種子・肥料等の投入量増加等が見られ、穀物生産量、生産性の向上が見られている。

しかしながら、エチオピア南東部を含むアフリカ大陸北東部の「アフリカの角（エチオピア、ケニア、ソマリア等）」と呼ばれる地域は、降雨量の少ない乾燥・半乾燥地が大半を占め、干ばつや食糧危機が発生しやすい脆弱な地域である。2011年には大きな干ばつ被害が発生し、エチオピア国内で約450万人が食糧不足や人道援助を必要とした状態に陥った。また2016年、エルニーニョ現象の影響による異常気象により、雨期に十分な降雨がなかったため、1,000万人以上（総人口の10%以上）が緊急の食糧支援を必要としていると言われている（Humanitarian Requirements Document、2015）。

これまで幾度となく発生している干ばつ等の自然災害による食糧危機に対応するため、エチオピア政府および援助機関は食料安全保障に係るプログラムを実施し、同プログラムの下、緊急的な食糧支援に加え、所得向上・多様化、水資源開発、定住化等の事業が行われている。また2013年には、「災害リスク管理政策（National Policy and Strategy on Disaster Risk Management）」が策定され、「災害への緊急的な対応」から「災害リスクの管理」への転換を目標として打ち出している。

災害へのリスクに対するレジリエンス（対応能力）を強化する中長期的な取り組みのため、JICAは2012年から2016年の4年間、開発計画調査型技術協力「農村地域における対応能力強化プロジェクト」を実施し、パイロット事業の一つとして天候インデックス保険の開発・導入を行った。その結果、天候インデックス保険に農家の高い関心が示されたこと、天候インデックス保険が農家の営農活動に「変化や積極性」をもたらすという効果が確認できたことから、オロミア州内で更に対象地域の拡大を目指す「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）が我が国に要請された。それを受けてJICAは、2016年9月に詳細計画策定調査を実施し、協力内容に関する調査及びエチオピア側との協議を行った。その後、2017年7月27日にR/D（Record of Discussions：討議議事録）が署名され、連邦農業自然資源省農村雇用創出・食料安全保障局及びオロミア州農業自然資源局をカウンターパート（C/P）機関とする本プロジェクトが実施されることとなった。

2. プロジェクトの概要

（1）事業目的

本プロジェクトは、オロミア州において、地域のニーズに合致したレジリエンス強化パッケージ（REPs）の整備、REPs促進のための関係者の能力強化、REPs普及及びインデックス型農業保険を普及するとともに、全国への農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険の普及体制の整備を図り、もって、インデックス型農業保険の持続的な運営に寄与するものである。

※「レジリエンス強化パッケージ (REPs)」は、インデックス型農業保険商品に小規模農家の生計向上を目指した複数の農業・経済活動を組み合わせたものとして本プロジェクトで定義する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

全国（先方政府からの要請に基づき、事業実施地はオロミア州に限定。具体的なサイト、数は本プロジェクト開始後のベースライン調査等を通じて決定する。）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：政府関係者（農業自然資源省職員、州、県、郡、行政村の普及部門スタッフ）、農業協同組合連合等の仲介機関スタッフ、保険会社スタッフ

最終受益者：小規模農家

(4) 相手国側実施機関

責任機関：連邦農業自然資源省農村雇用創出・食料安全保障局

実施機関：オロミア州農業自然資源局

(5) 協力の枠組み

1) 上位目標と指標

農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険が普及し持続的に運営される

<指標>

1. エチオピア政府がインデックス型農業保険を農業政策に明記する
2. 保険商品の普及地域がオロミア州以外の 9 州中 X 州に広がる

2) プロジェクト目標と指標

農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険の普及体制が整備される

<指標>

1. インデックス型農業保険の他州への普及のための指針（ガイドライン）が策定され、関係者に承認される
2. オロミア州におけるインデックス型農業保険の加入者数が XX 件以上となる

3) 期待される成果

成果 1：地域のニーズに合致したレジリエンス強化パッケージ (REPs) が整備される。

成果 2：レジリエンス強化パッケージ (REPs) 促進のための関係者の能力が強化される。

成果 3：オロミア州においてレジリエンス強化パッケージ (REPs) が普及される。

成果 4：エチオピア全体にインデックス型農業保険を普及する基盤が整備される。

4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1.1 インパクト評価のためのベースライン調査を実施する
- 1.2 REPs 普及の対象地域を選定する
- 1.3 エチオピアの既往または実施中のインデックス型農業保険の評価・分析を行う（商品設計及び販売戦略を含む）
- 1.4 インデックス型農業保険を設計する
- 1.5 REPs に含める営農技術ならびにその普及方法を特定する
- 1.6 REPs に含める農業資材、農村金融を特定する
- 1.7 REPs の組織体制を整備する
- 1.8 REPs の展開計画を策定する

【成果2に係る活動】

- 2.1 REPs に関する研修教材及びマニュアルを作成する
- 2.2 関係者（農業自然資源省、農業協同組合連合、保険会社等）に対する研修計画を立案する
- 2.3 関係者（農業自然資源省、農業協同組合連合、保険会社等）を対象とした、REPs に関する研修を実施する

【成果3に係る活動】

- 3.1 1.8 の展開計画に基づき、REPs の普及活動を実施する
- 3.2 REPs の普及活動のモニタリング及び評価を行う
- 3.3 REPs の展開計画及びその内容を定期的に見直し改訂する

【成果4に係る活動】

- 4.1 インデックス型農業保険に係る意見交換及び政策提言のため、年次プラットフォーム会合を開催する
- 4.2 インデックス型農業保険の普及のためのガイドラインを作成する
- 4.3 連邦及び地方政府職員を対象とした、ガイドラインに関する研修を実施する

3. 業務の目的

本業務は、2017年7月27日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「2.（1）事業目的」を達成するため、「5. 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

4. 実施方針及び留意事項

（1）保険商品の開発および普及・販売方法

保険商品開発には3つの選択肢（①既存商品の活用、②既存商品の改良、③新規開発）がある。また普及・販売方法も大きく分けて4つの選択肢（①保険商品単独での販売、②農業資材（肥料、種子など）とのセット、③営農技術とのセット、④金融サービス（貯蓄、クレジットなど）とのセット）がある。現地では、国営及び民間の保険会社が各地に存在し、選択肢及びその組み合わせ方により、コストやインパクト、必要とされる技術や官民の関与の度合いが異なってくるため、本プロジェクトにおけ

る選択肢の実証を通じて、C/P 機関と協議しながら、地域のニーズに合致した保険商品及び普及・販売方法（REPs の内容含む）、その持続可能性を検討すること。

なお、詳細計画策定時に検討した保険商品の普及・販売方法の選択肢は、Minutes of Meeting（協議議事録）“Comparison of different REPs” のとおり。

（２）他ドナーとの連携

現在、エチオピアでは 2 つのインデックス型農業保険事業（Oxfam/WFP、オランダ政府/Kifiya）が実施されているが、対象地域、保険商品の設計（内容）、その普及方法・体制は様々である。本プロジェクトは、他ドナーが導入・普及している保険商品の統一を図るものではないが、いかにエチオピア全体にインデックス型農業保険を普及していくかは、関係機関（他ドナー等）との連携が必須となるため、本プロジェクトに関係しうる関係機関とは、随時情報・意見交換を行い、密な協力関係の構築に努めること。

（３）プロジェクト運営体制

本プロジェクトの事業実施地はオロミア州に限定しており、成果 1～3 に係る活動の主要 C/P 機関はオロミア州農業自然資源局となるが、成果 4 に係る活動は連邦農業自然資源省農村雇用創出・食料安全保障局の主体的な関与が必要であることから、オロミア州農業自然局を通じて、プロジェクトの進捗状況について遅滞なく共有し、普及体制構築の支援を行うこと。

（４）現地語（オロミア語およびアムハラ語）の利用

本プロジェクトの対象地区では、英語を理解する人材が限られている（とりわけ最終受益者である小規模農家）ため、インデックス型農業保険や REPs の理解促進・普及のためには、現地語（オロミア語及びアムハラ語）の使用が不可欠である。

（５）その他

1) C/P のオーナーシップの確保

コンサルタントは、エチオピア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるよう、プロセスを十分意識・工夫すること。

2) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、エチオピア及び日本国内の各層に広く発信すること。

3) ジェンダーへの配慮

業務実施にあたっては、本プロジェクトで取り組む各活動に係る計画策定・実施・モニタリング・評価の全過程において、女性の意見が適切に反映され、また女性自身が積極的に活動に参加できるよう十分に配慮すること。

5. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおり。

第1期：2019年2月～2020年7月

【国内業務】

(1) 業務計画書及びワーク・プラン（プロジェクト全体期間及び第1期）の作成
本プロジェクトの関連情報及び現時点で収集可能な資料・情報により本プロジェクトの背景を含む全体像を把握・分析し、業務実施に関する基本方針、活動方法、実施体制、スケジュール等を記載した業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について JICA の承認を得る。

【現地業務】

(2) ワーク・プランの説明・協議
ワーク・プラン案（プロジェクト全体期間及び第1期）を先方関係機関に説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、工程等について合意を得る。併せて、R/D で記載されている先方政府負担事項に則って、先方の実施体制、便宜供与が履行されるよう実施機関に確認する。

(3) 指標設定

上記(2)の協議を踏まえ、以下の指標を設定する。

- 1) プロジェクト目標に関する指標（インデックス型農業保険の加入者数）
- 2) 成果2に関する指標（REPsに関する研修を受講した関係者数）
- 3) 成果3に関する指標（REPs普及地域数、REPsに関する研修を受講した農家数）
- 4) 成果4に関する指標（ガイドラインに関する研修を受講した政府職員数）

(4) 成果1に関する活動

1) インパクト評価のためのベースライン調査の実施

プロジェクト実施によるインパクト（保険加入状況、営農技術、農家経営形態がプロジェクトを通じてどのように変化したか）を評価するため、ベースライン調査を実施する。調査項目は以下を想定するが、詳細はC/Pと協議の上、最終決定する。

- 一般情報：人口、部族、就学率、降雨量、自然災害情報
- 営農状況：作物、作付記録、生産量、生産性、収量、面積、導入している農業技術、農業資材
- 社会経済状況：世帯情報、収入および収入源、社会インフラ（教育、保健、市場、道路、水アクセス等）、ジェンダーの実態含む

本評価方法を可能な限り具体的にプロポーザルに記載すること。また後述する中間調査（項目（13））及びエンドライン調査（項目（19））との整合性及び費用対効果に留意すること。なお、本調査における一次データ収集については、現地再委託を認める（本見積とすること。）。

2) REPs 普及の対象地域の選定支援

対象地域数は16ワレダ（郡）程度を想定しているが、上記4.（1）のとおり、プロジェクトの実証活動を通じて、地域のニーズに合致した保険商品および普及・販売方法の検討・提案が求められているため、実証に足る地域数（ワレダ及びその

下のケベレ（行政村）数）を検討し、プロポーザルで提案すること。

なお選定の際のクライテリアは、先行案件の提言・教訓も踏まえ、C/Pとともに設定すること。また詳細計画策定調査時にC/P機関より要請のあった16ワレダ（先行案件対象8ワレダ、新規追加8ワレダ）を候補地として含み、検討すること。

3) エチオピアの既往または実施中のインデックス型農業保険の評価・分析支援（商品設計及び販売戦略を含む）

エチオピアではこれまで計7つのインデックス型農業保険プロジェクトが実施されているため、各プロジェクトで開発・普及した保険の商品設計（気象データの取得方法、トリガー値、保険料など）および販売戦略（普及体制など）の情報収集および評価・分析支援を行う。

4) インデックス型農業保険の設計支援

先行案件の提言・教訓、および上記3)を踏まえ、本プロジェクトで普及するインデックス型農業保険の設計・開発支援を行う。その際、上記4.(1)のとおり、コスト、インパクト、必要とされる技術等を踏まえ、①既存商品の活用、②既存商品の改良、③新規開発の選択肢を検討する。

5) REPsに含める営農技術ならびにその普及方法の特定の支援

上記4.(1)のとおり、保険商品がより広範囲に普及・販売されるために、保険商品単独での販売だけではなく、営農技術、農業資材、金融サービスと抱き合わせた普及・販売を目指している。

(4)1)で実施したベースライン調査を踏まえ、REPsに含めるべき（保険商品とともに普及すべき）営農技術を特定し、また現状の農業技術の普及体制、および普及実施状況の分析支援を行う。

6) REPsに含める農業資材、農村金融の特定の支援

上記5)同様、(4)1)で実施したベースライン調査を踏まえ、REPsに含めるべき（保険商品とともに普及すべき）農業経営面での投入の特定支援を行う。

7) REPsの組織体制の整備支援

詳細計画策定調査時 Minutes of Meeting（協議議事録）“Comparison of different REPs”のとおり、REPsの内容（保険商品と何を抱き合わせるか）によって、REPs展開を担う関係機関（保険会社、農業協同組合連合、小口金融組織など）とその役割は変わってくる。上記4)～6)で特定したREPsの内容に応じて、REPs展開に関する関係者の役割、プロセス、留意事項を関係者と協議し、合意する。

なおREPs展開体制の検討に当たっては、プロジェクト終了後もエチオピア側が継続して実施できるよう、持続可能性に留意すること。また先行案件同様、普及員の関与が重要であるが、人数・業務量等の制約から、過度に依存しないような普及体制・活動を検討する（簡易なパンフレットの作成・配布、マスメディアの活用、携帯電話の活用など）。

8) REPsの展開計画の策定支援

先行案件の提言・教訓および上記4)～7)で検討した内容を踏まえ、REPsの展開計画の策定支援を行い、関係者間で内容を確認・合意する。その際、REPsの啓発・普及、販売が、農民の手元に現金がある主要作物の収穫直後の時期から開始されるよう留意すること。

(5) 成果2に関する活動

1) REPsに関する研修教材及びマニュアルの作成支援

上記(4)4)～8)を基に、REPsに関する研修教材及びマニュアルの作成を支援する。内容は普及員や農家にも理解しやすいように図や写真を多く入れ、専門的な用語はできるだけ避ける。また上記4.(4)のとおり、英語版と現地語版を作成する。

2) 関係者(農業自然資源省、農業協同組合連合、保険会社等)に対する研修計画の立案支援

C/Pとの意見交換を通じて、上記(4)7)で特定した関係者(農業自然資源省、農業協同組合連合、保険会社等)に対するREPs展開のための研修計画(エチオピア国内および国外)の作成を支援し、関係者間で内容を確認・合意する。

なお政策策定や農業保険の知見に係る研修を本邦ないし第三国で実施する。研修対象者は農業自然資源省、州農業自然資源局(オロミア州以外も検討)、保険会社等の幹部5名程度とする。研修期間は2週間程度を想定する。

3) 関係者(農業資源自然省、農業協同組合連合、保険会社等)を対象とした、REPsに関する研修の実施

上記2)で作成した研修計画に沿って各対象者に研修を行う。研修終了時に研修参加者からのフィードバックを依頼し、必要であれば、研修内容の修正を提案し、関係者間で合意を得る。

(6) 成果3に関する活動

1) REPsの普及活動の実施支援

上記(4)8)で作成した展開計画に沿い、REPsの普及活動を実施する。なお普及活動の実施結果は、第2期でモニタリング・評価を行う。

(7) 成果4に関する活動

1) インデックス型農業保険に係る意見交換及び政策提言のため、年次プラットフォーム会合の開催

上記4.(2)のとおり、エチオピアでは複数のインデックス型農業保険プロジェクトが実施されているが、商品設計・普及方法は統一されていない。インデックス型農業保険の関係者間での経験・教訓の共有、また最終的にエチオピア全体にインデックス型農業保険が普及されるため、関係者による意見交換および政策提言のためのプラットフォームを設置する。

なお既往のインデックス型農業保険事業でも、定期会合の場が設定されている可能性があることから、他ドナーとも調整の上、活発な情報交換ができるように働きかける。また情報・経験の共有の結果は、インデックス型農業保険の普及のため

のガイドライン（指針）として取り纏める。

(8) 進捗管理に関する業務

1) 定期会合

週ごともしくは隔週ごとに C/P と会合を開き、各活動の進捗状況を関係者と共有し、随時プロジェクトの方向性の確認を行う。深刻な問題が発現した場合は迅速に連邦レベル及び JICA に相談し、早急な問題解決を図る。

2) JCC の開催

JCC は少なくとも年 1 回開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び、目標の達成度等を確認する。また PDM 内の具体的な指標を設定し、JCC において承認を得る。

3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第 1 年次契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

第 2 期：2020 年 8 月～2022 年 7 月

(9) ワーク・プランの説明・協議

C/P 機関との協議、意見交換を通じて、第 2 期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン案（第 2 期）を作成し関係者間で合意する。

(10) 成果 3 に関する活動

1) REPs の普及活動のモニタリングおよび評価

第 1 期（6）1）で実施した普及活動の実施状況、結果をモニタリングする。

2) REPs の展開計画及びその内容の定期的な見直し、改訂を支援する

上記 1) のモニタリング・評価の結果を踏まえ、第 1 期で特定・整備した（4）4）～8）、（5）1）～2）の定期的な見直し、改訂を支援する。

(11) 成果 1～3 に関する活動

上記 2) の結果を踏まえ、第 1 期の（5）3）、（6）1）を 2 回実施する。なお第 2 期 2 回目の普及活動の実施結果は、第 3 期でモニタリング・評価を行う。

(12) 成果 4 に関する活動

1) インデックス型農業保険に係る意見交換及び政策提言のため、年次プラットフォーム会合の開催

上記（10）、（11）の結果を踏まえ、年次プラットフォーム会合を最低 2 度開催する。

2) インデックス型農業保険の普及のためのガイドラインの作成支援

REPs 展開活動および年次プラットフォーム会合での情報・経験の共有結果を踏まえ、エチオピア全体にインデックス型農業保険が普及するためのガイドライン

(指針)の作成支援を行う。

3) 連邦及び地方政府職員を対象とした、ガイドラインに関する研修の実施

上記2)で作成したガイドラインに関して、連邦及び地方政府職員を対象とした研修を1度実施する。研修終了時に研修参加者からのフィードバックを依頼し、必要であれば、研修内容の修正を提案し、関係者間で合意を得る。

(13) インパクト評価のための中間調査の実施

プロジェクト中間時点でのインパクトの発現状況を把握する。なお、本調査における一次データ収集については、現地再委託を認める(本見積とすること)。

(14) 進捗管理に関する業務

第1期(8)に同じ。

第3期：2022年8月～2024年1月

(15) ワーク・プランの説明・協議

C/P機関との協議、意見交換を通じて、第3期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン案(第3期)を作成し関係者間で合意する。

(16) 成果3に関する活動

1) REPsの展開活動のモニタリングおよび評価

第2期(11)で実施した普及活動の実施状況、結果をモニタリングする。

2) REPsの展開計画及びその内容の定期的な見直し、改訂支援

上記1)のモニタリング・評価の結果を踏まえ、第1期、第2期で特定・整備・改訂した(4)4)～8)、(5)1)～2)の定期的な見直し、改訂を支援する。

(17) 成果1～3に関する活動

上記2)の結果を踏まえ、第1期の(5)3)、(6)1)を1回実施する。また実施結果のモニタリング・評価を行う。

(18) 成果4に関する活動

第2期(12)に同じ。なお、2)、3)の活動に関しては第2期で実施した内容の見直しを行い、3)の活動は見直しの上、引き続き研修を実施する。

(19) 評価のためのエンドライン調査の実施

プロジェクト終了時点での効果の発現状況を把握する。なお、本調査における一次データ収集については、現地再委託を認める(本見積とすること)。

(20) インパクトの分析

第1期(4)1)で実施したベースライン調査、第2期(13)で実施した中間調査、および上記(19)で実施したエンドライン調査の結果を踏まえ、本プロジェクト実施のインパクト(保険加入状況、営農技術、農家経営形態がプロジェクトを通じ

てどのように変化したか)を分析する。

(21) 進捗管理に関する業務

1) 定期会合

週ごともしくは隔週ごとに C/P と会合を開き、各活動の進捗状況を関係者と共有し、随時プロジェクトの方向性の確認を行う。深刻な問題が発現した場合は迅速に連邦レベル及び JICA に相談し、早急な問題解決を図る。

2) JCC の開催

JCC は少なくとも年 1 回開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び、目標の達成度等を確認する。また最後の JCC では、関係者と業務完了報告書の共有を行う。また、上位目標達成に向けて本事業の成果を維持・継続するための各関係者の役割やその方策について確認する。

3) 業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめ、協力期間終了 1 か月前までに JICA 農村開発部に提出する。同報告書の概要は JCC で発表し、エチオピア側関係者とも共有すること。

6. 機材の調達

(1) 機材の調達

現時点で以下機材を調達することを想定しているが、現地の状況を踏まえ、C/P 機関および JICA と協議の上、5. 第 1 期 (4) の活動に合わせて、調達機材内訳、仕様を決定すること。なお本経費に係る見積りの計上は一律 8 百万円を定額計上すること。

1) 供与機材

- ・ コンピューター (技術スタッフ、主要 CP 用) 10 台
- ・ 普及員用バイク 24 台

2) 事業用物品

- ・ プリンター 2 台
- ・ プロジェクター 2 台
- ・ コピー機 1 台

なお上記機材の他に調達が必要と思われる機材については、①機材名、②数量、③基本的仕様 (または参考銘柄)、④見積価格、⑤必要と判断される理由について、プロポーザルにて提案すること。この経費については本見積りに計上すること。

(2) 留意点

上記 (1) 2) の機材については、コンサルタントが管理を行い、プロジェクト終了後に JICA と協議し、C/P 機関に引き渡すものと JICA エチオピア事務所で保管するものとに区分する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	報告書名	提出時期	部数
第1期	業務計画書	契約締結後10日以内	和文：2部
	ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文：2部
	モニタリングシート または業務進捗報告書（※）	事業開始から半年ごと	英文：2部
	プロジェクト業務進捗報告書（第1期）	契約終了時	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚
第2期	業務計画書	契約締結後10日以内	和文：2部
	ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文：2部
	モニタリングシート または業務進捗報告書（※）	事業開始から半年ごと	英文：2部
	プロジェクト業務進捗報告書（第2期）	契約終了時	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚
第3期	業務計画書	契約締結後10日以内	和文：2部
	ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文：2部
	モニタリングシート または業務進捗報告書（※）	事業開始から半年ごと	英文：2部
	プロジェクト業務完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、 JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：2部 英文：2部 CD-R：2枚

（※）部分払いを想定する場合には、「業務進捗報告書」も提出すること。（具体的な時期は契約交渉で確定する。）

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサル

タント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ 中間調査報告書
- ウ エンドライン調査報告書
- エ 各種教材（研修テキスト、マニュアル等）
- オ インデックス型農業保険の普及のためのガイドライン（指針）

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。なお、月報本文に記載する報告内容は簡潔に記載し、その他関連情報は参考資料として添付の形とすること。

- ア 成果指標毎の月次の進捗（見込み指標達成度を含む）、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期：2019年2月～2020年7月
- (2) 第2期：2020年8月～2022年7月
- (3) 第3期：2022年8月～2024年1月

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてコンサルタントとJICAが協議し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、主要な活動方針の見直しの時期等を考慮して設定したものであるが、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

- 1) プロジェクト実施期間全体：92.25 M/M程度
- 2) 本契約（第1期）：32.25 M/M程度

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す各分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、業務量の目途で示されたM/Mを超えない範囲で、他の必要と考えられる担当分野の追加等も含め、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／農村リスクマネジメント（2号）
- 2) インデックス型農業保険設計（2号）（対象国経験・語学力評価せず）
- 3) インデックス型農業保険普及（3号）
- 4) 農業普及
- 5) 農業経営
- 6) 農村調査／ジェンダー
- 7) 業務調整／モニタリング・評価

3. 対象国の便宜供与

JICA及び相手国側実施機関による便宜供与事項は以下のとおり。

(1) プロジェクト車両：なし

JICAによるプロジェクト車両の調達予定はない。レンタカーの借り上げ経費（含む運転手備上費用、燃料及び車両整備費用等の必要経費）を見積に含めること。

(2) 執務スペース：あり

オロミア州農業自然資源局内に執務スペース（含む机・椅子等の家具、水道光熱費）が提供される予定。

4. 配布資料等

(1) 配布資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ 「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」
Record of Discussion (写)

(2) 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ エチオピア国農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定プロジェクト
ファイナル・レポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12252144.pdf> (和文)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12252151.pdf> (英文)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める（本見積とすること。）。

(1) ベースライン調査、中間調査、エンドライン調査の一次データ収集

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は、JICA が規定する安全管理措置を遵守するとともに、JICA 事務所からの指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上